

○こども家庭庁告示第十四号 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第百四号）の一部の施行に伴い、及び児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第六条の二の三第二項の規定に基づき、児童福祉法施行規則第六条の二の三第二項の規定に基づきこども家庭庁長官の定める者（令和六年こども家庭庁告示第五号）の一部を次のように改正し、告示の日から適用する。 令和八年八月五日 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。			
改	正	後	前
児童福祉法施行規則第六条の二の三第二項の規定に基づきこども家庭庁長官の定める者は、次の各号のいずれかに該当する施設又は事業において二年以上かつ二千八百八十時間以上児童の保護、支援又は教育に従事した者とする。 「一〇十 略」 十一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十一項に規定する		児童福祉法施行規則第六条の二の三第二項の規定に基づきこども家庭庁長官の定める者は、次の各号のいずれかに該当する施設又は事業において二年以上かつ二千八百八十時間以上児童の保護、支援又は教育に従事した者とする。 「一〇十 同上」 十一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十一項に規定する	

備考 表中の「」の記載は注記である。	障害者支援施設又は同法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者の事業所（同法第五条第七項に規定する生活介護、同条第十二項に規定する自立訓練、同条第十三項に規定する就労選択支援、同条第十四項に規定する就労移行支援又は同条第十五項に規定する就労継続支援を行うものに限る。）であつて、当該施設に入所し、又は当該サービスを受ける者の半数以上が十八歳未満であるもの 「十二・十三 略」
	障害者支援施設又は同法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者の事業所（同法第五条第七項に規定する生活介護、同条第十二項に規定する自立訓練、同条第十三項に規定する就労移行支援又は同条第十四項に規定する就労継続支援を行うものに限る。）であつて、当該施設に入所し、又は当該サービスを受ける者の半数以上が十八歳未満であるもの 「十二・十三 同上」